



「第2回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」を開催！

令和4年3月9日（水）に「第2回アドバイザー・都道府県等担当者合同会議」がオンラインにより開催されました。

開催に先立ち、行政説明となる今後の精神保健医療福祉体制の構築に向けた方向性や令和4年度における本事業の方向性、心のサポーター養成事業の実施状況については、オンデマンドにより配信されました。

オンライン会議当日は、2自治体から構築支援事業の実践内容についての発表が行われ、その内容について意見交換が実施されました。また、構築支援事業に参加している自治体間による課題等の意見交換が行われるとともに、参加自治体担当者と都道府県等密着AD・広域ADによるグループワークを行い、各自治体の課題整理及び展開方針の検討、今後の戦略立案等が行われました。

なお、構築支援事業に参加していない自治体を対象として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するにあたっての質問会が開催されました。

オンデマンド配信

行政説明①「今後の精神保健医療福祉体制の構築に向けた方向性について」

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長補佐 森 恩 氏

行政説明②「令和4年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・構築支援事業の方向性について」

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 係長 宮本 正樹 氏

行政説明③「心のサポーター養成事業 ～事業背景と概要、令和3年度の実施状況について～」

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 課長補佐 田中 裕記 氏

オンライン会議の内容 ※13:00～16:00

構築支援事業取組報告「構築支援事業での実践を通じて」

報告：①名古屋市 ②岐阜県

進行：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業
アドバイザー組織 委員長
社会福祉法人 じりつ 理事長 岩上 洋一 氏

構築支援事業参加自治体

構築支援事業非参加自治体

グループ会議①「事業実施にあたっての課題～意見交換会～」

質問会

グループ会議②「次年度以降の戦略会議」



行政説明①

■今後の精神保健医療福祉体制の構築に向けた方向性について

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の森恩課長補佐より、「今後の精神保健医療福祉体制の構築に向けた方向性について」と題して、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」における検討状況についての説明が行われた。

はじめに、この検討会は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制について検討するとともに、精神障害者の入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援及び患者の意思に基づいた退院後支援のあり方や、令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制のあり方等について検討を行う場であると紹介した。



次に検討会における具体的な検討内容について説明した。1点目は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築について。現行の市町村が実施している精神保健福祉に関する相談支援について、実施されてはいるものの市町村の責務として規定されていないため、法的な裏付けのある他の領域より脆弱なものになっていると述べた。そしてこれを解決する方向性として、市町村の責務として明確にする必要性についても議論していると説明した。

2点目は医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制について。第8次医療計画の策定にあたり、精神指針における内容に加えて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書」（令和3年3月）、障害者部会「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理（同年12月）の議論を踏まえる方向で検討していると説明した。

3点目は入院中の患者の意思決定支援や権利擁護の取組等について。患者の意思決定支援や医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、隔離・身体的拘束の最小化に係る取組、虐待の防止に係る取組が課題として整理すべきものであり、今後検討を進めていくと説明した。

最後に、令和4年5月には議論した内容をとりまとめ、障害者部会に報告するスケジュールになっていると述べ、説明を終えた。

地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

趣旨

令和3年3月の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた基本的な考え方や構成する要素等について整理された。

これを踏まえ、今後、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制について検討するとともに、併せて、精神障害者の入院に関わる制度のあり方、患者の意思決定支援及び患者の意思に基づいた退院後支援のあり方や、令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制のあり方等について検討を行う場として、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を開催する。

検討事項

- ① 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
 - ・市町村が精神保健に関する相談指導等を積極的に担うために必要な環境整備
 - ・保健・医療・福祉関係者等による協議の場 等
- ② 令和5年度末で期限を迎える医療計画等の見直しに向けた地域精神保健医療福祉体制
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念を踏まえた医療提供体制、医療計画の基準病床数及び指標 等
- ③ 入院中の患者の意思決定支援や権利擁護の取組
 - ・入院の理由の告知、医療保護入院における家族等が同意の意思表示を行わない場合の市町村長同意、患者の意思決定支援
 - ・患者の意思に基づいた退院後支援
 - ・隔離・身体的拘束の最小化に係る取組
 - ・虐待の防止に係る取組 等

構成員

- 岩上洋一 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク代表理事
- 江澤和彦 公益社団法人日本医師会常任理事
- 太田匡彦 東京大学大学院法政学政治学研究所教授
- 岡田久美子 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
- 岡部 正文 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会理事長
- 鎌田久美子 公益社団法人日本看護協会常任理事
- 上ノ山一寛 公益社団法人日本精神神経科診療所協会副会長
- 神庭重信 九州大学大学院医学研究科精神神経医学分野名誉教授
- 北村立 公益社団法人全国自治体病院協議会常務理事
- 吉川隆博 一般社団法人日本精神科看護協会会長
- 桐原尚之 全国「精神病」者集団運営委員
- 根本美和 東海大学法学部法律学専攻教授
- 小阪和成 一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事
- 榎木章司 公益社団法人日本精神科病院協会常務理事
- 榎田なつみ 株式会社MARSピアサポーター
- 田辺昭昭 国立社会保障・人口問題研究所所長
- 田村綾子 公益社団法人日本精神保健福祉士協会会長
- 辻本哲士 全国精神保健福祉センター長兼会長
- 中原由美 全国保健所長会
- 永松 悟 全国市長会（村業市長）
- 野澤和弘 植草学園大学副学長／一般社団法人スローコミュニケーション理事長
- 野原勝 岩手県障害保健福祉部長
- 藤井千代 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部部長
- 森敏幸 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク代表／精神保健福祉事業 団体連絡会副代表

◎座長、○座長代理（五十音順、敬称略）

検討の経過

| 開催日 | 検討事項等 |
|-----------------------|--|
| 第1回 令和3年 10月11日 | ・今後の進め方について |
| 第2回 11月18日 | ・市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援の基本的な考え方について |
| 第3回 12月27日 | ・関係者からのヒアリング |
| 第4回 令和4年 2月3日 | ・第8次医療計画の策定に向けて |
| 第5回 2月17日 | ・精神保健福祉法上の入院制度、患者の意思決定及び意思の表明についての支援や患者の意思に基づいた退院後支援、権利擁護等について |



行政説明②

■令和4年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・構築支援事業の方向性について

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の宮本正樹係長より、「令和4年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業・構築支援事業の方向性について」と題して、令和4年度の事業内容や参加の手上げ状況について説明が行われた。

構築推進事業は2分の1の補助金事業であり、令和3年度と同様に14事業であるが、にも包括検討会の検討内容を踏まえた追記が行われるなど一部改正が行われると説明した。また、現在約120自治体が令和4年度の参加を希望していると報告した。

次に、構築推進サポーターは本事業推進の上でぜひ活用いただきたい事業であると述べ、令和4年度実施要領の改正案において、構築推進サポーターに都道府県等密着アドバイザー経験者を含める、そして構築推進サポーターと密着アドバイザーの兼務も可能と説明した。

続いて、構築支援事業の内容と現在の参加希望自治体数について説明。モデル圏域の設定や密着アドバイザーの推薦が困難な場合でも参加できるよう調整しているので、積極的に参加いただきたいと述べた。

また、令和2年度から開始した「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業（10/10補助）」についても令和3年度と同額の予算を確保しているので、実施を希望する場合は連絡いただきたいと述べた。

最後に、心のサポーター養成事業については令和4年度も引き続き実施するので、事業への参加を積極的に検討いただきたいと述べ、説明を終えた。



行政説明③

■心のサポーター養成事業

厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課の田中裕記課長補佐より、「心のサポーター養成事業」と題して、事業背景と概要、令和3年度の実施状況について説明が行われた。

はじめに、「第2回 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会（令和2年5月22日）」における普及啓発の課題と論点、そして「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会報告書（令和3年3月18日）」にとりまとめられている本事業の実施背景を説明した。

次に、本事業の概要について説明。メンタルヘルス・ファーストエイドにおけるインストラクターやエイダーが「心のサポーター指導者研修」を受講することで、本事業での「心のサポーター指導者」となり、「心のサポーター※」を養成する仕組であると述べた。令和5年度まではモデル事業として取り組み、令和6年度から全国の自治体で横展開を図り、令和10年度までの5年間で38万人、令和15年度までの10年間で100万人の心のサポーターを養成する目標を掲げていると説明した。

※心のサポーター：メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者（小学生からお年寄りまでが対象）

続いて、令和3年度における実施状況について説明。8自治体が参加しており、モデル自治体の役割と本事業を支援する事務局の役割について述べるとともに、実際に行われた養成研修の内容の報告を行い、説明を終えた。





■構築支援事業取組報告 「構築支援事業での実践を通じて」

参加4年目の名古屋市、1年目の岐阜県から本年度の取組状況が報告されました。

① 名古屋市

名古屋市では、市域全体、ブロック毎、1人ひとりの3層構造における協議の場のうち、主としてブロック支援に構築支援事業を活用している。令和4年度は「高齢者支援機関との意見交換会、勉強会等の開催」「地域移行支援利用者数」「ピアサポート活用事業利用回数」を目標指標として掲げるとともに、新たに実施する「居住支援機関との居住支援モデル事業の実施」を加えている。各ブロックの代表者会、ブロック調整会議を定期的に行い、各指標となる事業の進捗状況を確認・共有している。また、社会資源見学事業、ピアサポーター養成研修、地域移行関係職員に対する研修、モデルとして心のサポーター養成研修を実施しているとの報告が行われた。

Q_保健分野との連動について

A_組織改革が令和2年度にあり、福祉事務の窓口が一元化されたことにより、保健に力を入れることができる体制となった。

Q_構築推進サポーターについて

A_ブロックの保健センター職員（精神保健福祉相談員）が医療機関や福祉機関との窓口、連携の視点から構築推進サポーターを担っている。

Q_ネットワークをどのように構築したか

A_平成30年度に各ブロックの担当者が一つひとつの医療機関や障害者基幹相談支援センターに伺い、にも包括の取組を進めていきたいと説明し、事業実施への理解と会議への参加をお願いした。

② 岐阜県

岐阜県では、東濃圏域をモデル圏域として取り組み、圏域内5市における協議の場の設置を目標指標として掲げている。目標指標の設定にあたり、まずは県密着ADと圏域内の5市及び3病院のヒアリングを行い、圏域内の課題の整理（特に保健の関わりが不十分）と目標案を設定した。次に市の保健・福祉担当課及び基幹相談支援センターを対象にした研修会を開催し、取組方針について共通理解を図るとともに、圏域と各市の取組を連動させる重層的な体制案について合意を得た。10月に圏域の協議の場を開催し、目標や課題、体制等について共有し、市の協議の場の設に向けた意見交換を行った。その後、市単位の協議の場の開催に向けて、コアメンバー（市担当者、精神科病院、基幹相談）による打ち合わせを行い、各市での協議の場が1月から2月にかけて立ち上がったとの報告が行われた。

Q_東濃地域の取組の県内への横展開について

A_東濃圏域は県内で最も取り組みやすいエリアと考えモデル地域に選んでいる。そのため、他圏域で同じように取り組むことは難しいと考えるが、東濃圏域での取り組みのポイントや構築推進サポーター、密着アドバイザーを活用したいと考えている。

Q_関係者の協力を得るためにはヒアリングと情報共有がポイントについて

A_それぞれの立場の違いや普段気づかない・聞けないことを聞く貴重な機会となる。そしてヒアリングを行うことで、保健所からの一方的な課題ではない、みんなの思いを受け止めた課題を提案することができるため、課題への理解が深まり、共感を得ることができる。

◎当記事に関するお問合せは、事務局までお寄せください

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
担 当：名雪、齋藤、天貝、宮本

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築支援事業事務局

（株式会社日本能率協会総合研究所）
担 当： 玉木、遠藤、河野、田中
電 話： 0120-876-300（平日10-17時）
メ-ル： houkatsu_care@jmar.co.jp